第3一(I) 号様式 令和 年 月 収受印 広島	日	学り	<u></u>	[조ː3	ケ ク		は島				税務	务署	長層	则 汉	*	所無	一連	番 号	3 8 5	8 7 5	<u> </u>
納税地	立[[1]	女化										140	0	,	税	官	申告	年月日 令和	年] 月	月
(フリガナ) ユウケ 法 人 名 有限			ャト		; ()						- 4	149)	務署		申 告通信目	区 分 指 導 等 付 印 確 認	庁 指 定	局指定	2
法人番号 1	2	4	0 (n I (<u> </u>	2 () 1	1 📗	1 4	4 2	2 [処	<u>L</u>					
(フリガナ) ホソサ	コ <u>シ</u>			<u> </u>						<u> </u>					理	!	年 指	月 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	相談区分	1 5/2015	*/\ 9
代表者氏名 細辺	<u> </u>	史則	ß												欄		令和				
自 平成 3年	8	月[1		黒杉	5期	間	分(のシ	肖費	稅	.及	び対	也方	ī	- /	間申告 自 平成	年 月		1
至 令和 4 年	7	月[3	1	;	肖書	貴税	りの	(存	隹定)	申台	吉書	†	\	場合の 象期間 至 令和	年 月		1
このほ	申告																付割	賦 基 準 の 適 月	月		31
課税標準額	i 🛈	+	兆	<u>手</u>	百	$\frac{+}{\square}$	億 1	千 1	_百	<u>+</u> 1	万 0	<u>千</u>	0	0	<u></u>	03		払基準等の適用			
	i 2									8		2			2	06		事進行基準の適月			+
控除過大調整税額	i 3														_	07		金主義会計の適用	+ = + + + + + + + + + + + + + + + + + +		+
控控数象性入税额	4								5	7	2	5	9	8	1	08		说標準額に対する消費 額の計算の特例の適用		無	+
返還等対価	5															09	担	計劃投表し京を展開初立た		別対応式	+
税貸倒れに係る税額		Ī														10	考解	算 課税売上割合95%未満 方		括比例	41
額 控除税額小計(④+⑤+⑥)	7								5	7	2	5	9	8	1			カ 法 上 記 以 外		額控除	1
控除不足還付税額(⑦-②-③)	i 8	Ī														13	項基調	準期間の税売上高	112	2, 333 千円	
差 引 税 額 (②+③-⑦)	9	Ī							3	0	9	6	1	0	0	15	101	DE 76 15 161			1
中間納付税額	i 10								1	4	2	9	6	0	0	16					
納 付 税 額 (⑨ - ⑩)	i (1)								1	6	6	6	5	0	0	17					
中間納付還付税額(⑩ - ⑨)	i (12)													0	0	18					
この申告書 既確定税額が修正申告	i (13)															19					
である場合差引納付税額	i (14)													0	0	20					
課税売上 課税売上 等の対価の額							1	1	3	1	0	4	1	8	7	21	還す	銀 行		本店・支店	
割 合 資産の譲渡等の対価の額							1	1	4	2	5	5	4	5	1	22	付る	金庫・組合農協・漁協		出 張 所 本所·支所	
この申	告	書に	こよ	る:	地力	ヺ消	費	税(の移	总额	iの	計算	算				を 金 受 動	預金口座番号			-
地方消費税 の課税標準 控除不足量小税額	1															51	け ・機 ゆ	ちょ銀行の			-
^{となる消費} 税 額 差 引 税 額	18								3	0	9	6	1	0	0	52	りまります。	全記号番号			_
譲遺切り	19															53	と等郵	更 局 名 等			
割 納 税 額	20									8	7	3	8	0	0	54	※税務	子整理欄	, ,	i	
中間納付譲渡割額	ļ -									4	0	3	2	0	0	55					
納 付 譲 渡 割 額 (② - ②)	(22)									4	7	0	6	0	0	56	 税:	1 +			
中間納付還付譲渡割額	6													0	0	57	署	名			
この申告書 既 確 定 遊修正申告 譲 渡 割 額	i 🖳															58		(電話番号 0	82 - 272	- 5868	})
である場合	· 65													0	0	59		税理士法第30億	 るの		一
消費税及び地方消費税の			1						2	1	7	7	1		<u> </u>			税 理 士 法 第 3 3 条。			
合計(納付又は還付)税額	[⁴⁰]	l						1	L		<u> </u>	0	U	60		171. 性 工 伍 労 3 3 米 「	ノムツ 音し	шжш1	H

第3-(2)号様式

理税煙淮ダンの内部書

課税標準額等の内訳書	整理 00385875
広島市安佐北区落合二丁目25番7号 納税地	改正法附則による税額の特例計算
(電話番号 082 - 842 - 4490)	軽減売上割合(10営業日) 附則38① 51
(フリガナ) ユウケ ンカ イシャ トモエケ ミ 法 人 名 有限会社 巴組	小売等軽減仕入割合 附則38② 52
(フリガナ) ホソサコ シロウ	
代表者氏名 細迫 史郎	与 二 表
自 令和 3 年 8 月 1 日 課税期間分の消費税及び地	
- 一 一 一 一 一 一 当 書 税 の (確定) 由 告	・生
至令和 4年 7月311日 7月37000 年 7年日	■ 対象期間 至令和 [] [] [] [] [] [] [] [] [] [
課 税 標 準 額 1	十兆千百十億千百十万千百十一円
※申告書(第一表)の①欄へ	
3 % 適用分 ②	
課税資産の 4 % 適用分 ③	
譲 渡 等 の 6.3 % 適 用 分 ④	
対 価 の 額 6.24 % 適 用 分 ⑤	
の合計額 7.8%適用分 6	1 1 3 1 0 4 1 8 7 6
特定課税仕入れ 6.3 % 適 用 分 ⑧	
に係る支払対価 7.8 % 適 用 分 ⑨	
の額の合計額	
·	
消 費 税 額 (①) (①) (①) (①) (①) (②) (②) (②) (②) (②) (②) (②) (②) (②) (②	8822112
3 % 適用分 ②	
4 % 適用分 ③	
① の内訳 6.3 %適用分 ④	
6.24 % 適用分 ⑤	
7.8 % 適用分 億	882211226
返 還 等 対 価 に 係 る 税 額 ① ① ② ② ② ② ② ② ② ② ② ③ ② ② ② ② ② ② ② ③ ② ② ③ ② ② ② ② ② ③ ② ② ③ ② ② ③ ② ③ ② ③ ② ③ ② ③ ② ③ ② ③ ② ③ ② ③ ② ③ ② ③ ② ③ ② ③ ② ③ ② ③ ③ ② ③ ③ ② ③ ② ③ ② ③ ② ③ ② ③ ② ③ ② ③ ② ③ ② ③ ② ③ ② ③ ② ③ ② ③ ② ③ ② ③	31
売上げの返還等対価に係る税額 (りますりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまずりまず<td>32</td>	32
特定課税仕入れの返還等対価に係る税額(注1) (g	33
地方消費税の	3096131 41
課税標準となる 4 % 適 用 分 ②	42
消費税額 6.3%適用分 2	
(注2) 624%及び78% 適用分 23	3 1 4 7 1 6 1 4

⁽注2) ②~②欄が還付税額となる場合はマイナス「一」を付してください。

税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表 〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕 付表 1-1

一 般

								1			_
		課和	兑 	期間	3• 8•]	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	氏名	召又は名称	有限会社	巴組	
	区	分			率分小計 X	税率6. 24%i D	適用分		%適用分 E	(X+D+E)	F
課	税	標 準 額	1	(付表1-2の ① X 和	欄の金額) P 000	3	000		B, 104, 000	※第二表の①欄へ 113, 104, 00	00
		産の譲渡等 価 の 額	1	(付表1-2の①-1:	X欄の金額)	※第二表の ⑤ 欄へ		※第二表の⑥欄へ 113	3, 104, 187	※第二表の⑦欄へ 113, 104, 18	37
		脱仕入れに 払対価の額	1 2	(付表1-2の①-2:	X欄の金額)	※①-2欄は、課税売上割合が9	5%未满、	定課税仕入れがある事 ※第二表の⑨欄へ	業者のみ記載する。	※第二表の ⑩ 欄へ	
消	費	税額	2	(付表1-2の ② X 和		※第二表の 🚯 欄へ			3, 822, 112		12
控[除過大	調整税額	3	(付表1-2の ③ X		(付表2-1の ⑤・⑥ D欄の	合計金額)	(付表2-1の 🗑・🗑		※第一表の③欄へ	
	控除対	十象 仕入税額	4	(付表1-2の ④ X	51, 030	(付表2-1の 分 D欄の金額)	21, 050	(付表2-1の ② E欄の	5, 653, 901	※第一表の ④ 欄〜 5, 725, 98	31
控		等対価 お税額	5	(付表1-2の⑤ X						※第二表の ⑦ 欄へ	
除	⑤ 売上の 対価	こげの返還等 近に係る税額	(5) 1	(付表1-2の ⑤-1						※第二表の ⁽³⁾ 欄へ	
税	内特のに	E課税仕入れ 区還等対価 係る税額	⑤ 	(付表1-2の⑤-2		※⑤-2欄は、課税売上割合が	95%未満、かう、	特定課税仕入れがある	事業者のみ記載する。	※第二表の ⑩ 欄へ	
額	貸倒れ	に係る税額	6	(付表1-2の ⑥ X 和						※第一表の⑥欄へ	
		税額小計 +⑤+⑥)	7	(付表1-2の⑦ X	51, 030		21, 050		5, 653, 901	**第一表の⑦欄へ 5, 725, 98	31
控[還付税額 2-3)	8	(付表1-2の 8 X 和	51, 030		21, 050	※ ① E 欄へ		72, 08	30
差	引 (②+(税 ③-⑦)	9	(付表1-2の ⑨ X 和	側の金額)	※② E 棚へ		※②E欄へ	3, 168, 211	3, 168, 21	11
	(((() -	引税額 -®)	0	(H#1 07 0)	棚の人がり			(OD#1 O	D V 31 V 462.	※マイナスの場合は第一表の③欄へ ※ブラスの場合は第一表の③欄へ 3,096,13	31
地方消費税の課税標準となる消費税額	控除不	足還付税額	0	(付表1-2の① X 和	51, 030			(SD欄とSE欄の	21, 050	72, 08	30
の課税標	差	引税額	12	(付表1-2の ② X 和)					3, 168, 211	3, 168, 21	11
	標準と	方消費税の なる消費税額	(3)	(付表1-2の (3) X					R 147 161		₹1
譲渡	還	付 額	(4)	(付表1−2の ④ X	襴の金額)			(①E欄×22/78)			
割額	納	税 額	(5)	(付表1-2の 🚯 X				(②E欄×22/78)	•		
合言		 譲渡割額 ⑭)	16						000,001	***マイナスの場合は第一表の⑩欄へ ***ブラスの場合は第一表の⑩欄へ ***フラスの場合は第一表の⑪欄へ	
合課 譲渡割額	・差引地(⑫・) 還納	はる消費税額 - ⑪) 付 額 税 額 譲渡割額	(1) (1)		-51, 030 欄の金額) 13, 770			※第二表の ② 欄へ ※第二表の ② 欄へ (①E 欄×22/78)	5, 937 893, 597	**マイナスの場合は第一表の® 欄へ **プラスの場合は第一表の® 欄へ **第一表の® 欄へ 3,096,13 19,70 893,59 **マイナスの場合は第一表の® 欄へ **ブラスの場合は第一表の® 欄へ	3)'

注意 1

金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。 旧税率が適用された取引がある場合は、付表1-2を作成してから当該付表を作成する。

付表1-2 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表 〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一 般

	1								1			
		課利		期間	3· 8· 1	~ 4· 7·31	氏名	名又は名称	有限会社	巴組		
	区	分		税率3	%適用分 A	税率 4 %適用分 B			3%適用分 C	旧税率分(A+B		X
課	税標	準 額	(1)		000	(000		000	※付表1-1の ① X欄へ	C	000
		の譲渡等 f の 額	1	※第二表の②欄	`	※第二表の③ 欄へ		※第二表の④欄へ		※付表1−1の①−1X欄^		
		仕入れに 対価の額	1 2	※①-2欄は、課務	元売上割合が95%未満、かつ	、特定課税仕入れがある事業者のみ記	載する。	※第二表の⑧欄へ		※付表1−1の ①−2 X 欄 ^	`	
消	費	税額	2	※第二表の ② 欄~		※第二表の ③ 欄へ		※第二表の ❷欄へ		※付表1-1の② X欄へ		
控	除過大調	調整税額	3	(付表2-2の ⑤・ 0	A 欄の合計金額)	(付表2−2の ⑤・ ℬ B欄の合計金額)	(付表2-2の 分・份)	C欄の合計金額)	※付表1−1の③ X欄へ		
	控約象	壮入税額	4	(付表2−2の ② A #	劅の金額)	(付表2−2の ② B 欄の金額)		(付表2−2の分C欄の	51,030	※付表1−1の ④ X 欄へ	51, 0)30
控		等対価 る税額	(5)							※付表1-1の⑤ X欄へ		
除	⑤ 売上けの 対価に	ずの返還等 に係る税額	(5) 1							※付表1−1の⑤−1X欄^	`	
税	内特定調のに係	限税仕入れ 還等対価 る税額	(5) 1 2	※⑤-2欄は、課形	克克上割合が95%未造、かつ	、特定課税仕入れがある事業者のみ記	載する。			※付表1-1の⑤-2X欄へ	`	
額	貸倒れる	係る税額	6							※付表1-1の⑥ X欄へ		
		類小計 ⑤+⑥)	7						51, 030	※付表1−1の ⑦ X欄へ	51,0)30
控	除不足遗 (⑦-②-	還付税額 −③)	8			※○ B 欄へ		※① C欄へ	51, 030	※付表1-1の ⑧ X欄へ	51,0)30
差	引 (②+③-	税 額-⑦)	9			※ ❷B 欄へ		※② C欄へ		※付表1−1の ⑨ X 欄へ		
合	計差 5	引税額 ®)	1									
地方消費は	控除不足	還付税額	1			(③B欄の金額)		(⑧C欄の金額)	51, 030	※付表1-1の ① X欄へ	51, 0)30
地方消費税の課税標準となる消費税額	差 引	税額	12			(⑤ B 欄の金額)		(⑨C欄の金額)		※付表1-1の ② X欄へ		
	·差引地方 標準となる (⑫ -	る消費税額	(3)			※第二表の ② 欄 〜		※第二表の ②欄へ	-51, 030	※付表1-1の ③ X欄へ	-51,0)30
譲渡		寸 額	4			(① B 欄×25/100)		(①C欄×17/63)	13, 770	※付表1-1の ① X 欄へ	13, 7	
割額	納和	说 額	(5)			(② B 欄×25/100)		(②C欄×17/63)		※付表1−1の ⑤ X欄へ		
合	計差引譲		(6)									

注意 1

金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。 旧税率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表1-1を作成する。

付表2-1 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表 〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

			_	_		州文
	課税期間	3· 8	· 1~ 4· 7·31	氏名又は名称 有	限会社 巴組	
項	F		旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合 計 F (X+D+E)
課 税 売 上 額	(税抜き)	1	(付表2-2の ① x 欄の金額) □ P	3	円 円 113, 104, 187	113, 104, 18
免 税 売	上	額 ②				
非課税資産の輸出 海外支店等へ移送した	等の金額	額 ③				
課税資産の譲渡等の対価の	額(①+②+②	(4)				※第一表の⑤欄へ ※付表2-2の④X欄へ 113, 104, 18
課税資産の譲渡等の対価の	の額(④の金額	(1)				113, 104, 18
非 課 税 売	上	額 ⑥				1, 151, 26
資産の譲渡等の対価の	額 (⑤ + ⑥) 7				※第一表の優欄へ※付表2-2の⑦X欄へ114, 255, 45※付表2-2の⑧X欄へ
課税売上割合(4 / 7) 8	(付表2-2の ② X 欄の金額)			「 98.99 %」 ※端数 切捨て
課税仕入れに係る支払対値	西の額(税込み	9	874, 80 (付表2-2の ⑩ x 欄の金額)	0 364, 3 (⑨ロ欄×6. 24/108)	341 79, 734, 515 (⑨E欄×7.8/110)	80, 973, 65
課税仕入れに係る	5 消費税	額 ⑩	51, 03 (付表2-2の①X欄の金額)		050 5,653,901 合が95%未満、かつ、特定課税仕入れが	1
特定課税仕入れに係る	支払対価の	額⑪				
特定課税仕入れに係	る 消 費 税	額 ①	(付表2-2の ② X欄の金額)		(①E欄×7.8/100)	
課税貨物に係る	消費税	額 ①	(付表2-2の (3 X 欄の金額)			
納税義務の免除を受けな こととなった場合にお の調整 (加算又に	: い (受ける ける消費 は 減 算)) 額 額	(付表2-2の ① X欄の金額)			
課税仕入れ等の税額(⑩+⑫+⑬±⑭)		額 ⑤	(付表2-2の ⑤ X欄の金額) 51,03	0 21,0	5, 653, 901	5, 725, 98
課税売上高が5億円以課税売上割合が95%(事の金額)) (6)	(付表2-2の⑥X欄の金額) 51, 03	0 21,0	5, 653, 901	5, 725, 98
課 5 課 95 個 ⑤のうち、課税売上け 税 億 税 % 別	でのみ要するも	O (1)	(付表2-2の⑫X欄の金額) (付表2-2の⑫X欄の金額)			
対			(付表2-2の (9 X欄の金額)			
高又合場 (10) + (18) × (10)	4/(7))]		(付表2-2の ② X欄の金額)			
がはが合 一括比例配分方式により投等の税額 (15)×4/0		7	(付表2-2の①X欄の金額)			
控の 課税売上割合変動時の調整対 消費税額の調整 (加算 除	又は減算)	額	(付表2-2の ② X欄の金額)			
調整対象固定資産を課税業務用 に転用した場合の調整(加 居住用賃貸建物を			(付表2-2の ② X欄の金額)			
居住用賃貸建物をに供した(譲渡した)			(付表2-2の ② X欄の金額)	※付表1-1の ① D欄へ	※付表1-1の ④ E欄へ	
差 控(⑥、⑩又は⑩の金額)±⑪±⑫ 引 控(⑥、⑩又は⑩の金額)±⑪±⑫			51, 03 (付表2-2の ⑤ X 欄の金額)	21, 0 ※付表1-1の③D欄へ	050 5,653,901 ※付表1-1の③E欄へ	5, 725, 98
し(低)、(19又は20の金額) ±(1)±(2)+		額 26	(付表2-2の の X欄の金額)	※付表1-1の③D欄へ	※付表1-1の③E欄へ	
意 1 金額の計算においては、1円未満の端数						

¹ 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。 2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表2-2を作成してから当該付表を作成する。 3 ⑨及び側欄には、値引き、割戻し、割引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。) には、その金額を控除した後の金額を記載する。 (R2.4.1以後終了課税期間用)

付表2-2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表 [経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用]

	課税期間	3· 8	· 1~ 4· 7·31	氏名又は名称 有限	会社 巴組	
項	目		税率 3 %適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計X (A+B+C)
課 税 売 上 額(税 抜き)	1	F	П	円	※付表2-1の①X欄へ 円
免 税 売	上 額	i 2				
非 課 税 資 産 の 輸 出 等海 外 支 店 等 へ 移 送 し た	の金額、 資産の価額	3				
課税資産の譲渡等の対価の額	i (1)+(2)+(3)	4				(付表2-1の④F 欄の金額) 113, 104, 187
課税資産の譲渡等の対価の額	頃(④の金額)	(5)				
非 課 税 売	上 額	i 6				
資産の譲渡等の対価の	額 (⑤+⑥)	7				(付表2-1の⑦F 欄の金額) 114, 255, 451
課税 売上割合((① / ⑦)	8				(付表2-1の®F欄の割合) [98.99 %] ※端数 切捨て
課税仕入れに係る支払対価の	の額(税込み)	9	(⑤A欄×3/103)	(③ B欄×4/105)	874, 800 (⑨C棡×6. 3/108)	※付表2-1の⑨X欄へ874,800※付表2-1の⑩X欄へ
課税仕入れに係る	消費税額	i 10		(受)B 欄×4/105) が95%未満、かつ、特定課税仕入れ	51, 030	
特定課税仕入れに係る支	払対価の額	i (1)	NO COMPLEX MADICAL RIPE .	9-30 /07(c)pg (7/- 2 (1)) ALIM/DELLE 9-07	· 中かるチャでは * 2・2・2 mu 明k 7 * 30 o	次门 获2 100 以 A1mi
特定課税仕入れに係る	5 消費税額	i 12			(①C欄×6.3/100)	※付表2-1の②X欄へ
課税貨物に係る	肖 費 税 額	i (13)				※付表2-1の ③ X欄へ
納税義務の免除を受けない こととなった場合におけ の調整 (加算又は	(受ける) る 類 類 類	14				※付表2-1の ④ X欄へ
課税仕入れ等の税額(⑩+⑫+⑬±⑭)					51,030	※付表2-1の⑤X欄へ 51,030
課税売上高が5億円以下課税売上割合が95%以 (協の金額)	・、かつ、上の場合	16			51, 030	※付表2-1の⑥X欄へ
課 5 課 95 個 ⑤のうち、課税売上げに	のみ要するもの	17			,	※付表2-1の⑦X欄へ
税 対 労 内 売 未 売 円 売 未 売 円 売 未 売 円 売 井						※付表2-1の®X欄へ
上海 方式により 相別対応方式により 根 税 仕 入 れ 記 で	り 控 除 す る 等 の 税 額 /⑦)〕	i (19				※付表2-1の®X欄へ
高又合場 がはが合 (事の税額 (事×4)/(10)		20				※付表2−1の ② X 欄へ
控の 課税売上割合変動時の調整対象 消費税額の調整(加算又						※付表2-1の ① X欄へ
除 調整対象固定資産を課税業務用(に転用した場合の調整(加算	非課税業務用) 又は減算)額	i 22				※付表2-1の ② X欄へ
居 住 用 賃 貸 建 物 を 課 に 供 し た (譲 渡 し た) 場	税 賃 賃 用 合 の 加 算 額	<u>i</u> Ø				※付表2-1の ② X欄へ
差 控 除 対 象 仕 (低、 (9又は 20の 金額) ± 21 ± 22 + 2	入 税 額 ③〕がプラスの時	i 24	※付表1−2の ④ A欄へ	※付表1-2の ④ B欄へ	※付表1-2の④C欄へ 51,030	
引 控 除 過 大 調 (低、 ⑩又は⑩の金額) ±⑪±⑫+⑳	整 税 額	<u>i</u> 25	※付表1-2の③A欄へ	※付表1-2の③B欄へ	※付表1-2の③C欄へ	※付表2−1の ⑤ X欄へ
貸 倒 回 収 に 係 る 消 注意 1 金額の計算においては、1.日本簿の端数を切り捨てる。		26	※付表1−2の③A欄へ	※付表1-2の③B欄へ	※付表1-2の③C欄へ	※付表2−1の ⊗ X欄へ

金額の計算においては、1円末満の端数を切り着てる。 旧程率が適用された取引がある場合は、当該代析表を作成してから付表2-1を作成する。 ④ 介及び優のX 欄は、行表2-1の F 欄を計算した後に記載する。 ⑤ 変び①欄には、値引き、割戻し、割引きなど仕入対価の返連等の金額がある場合(仕入対価の返避等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を搭除した後の金額を記載する。